

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第71号議案から第77号議案までの7議案及び報告第16号の1件を追加上程いたします。

それでは、日程に基づき、議事を進めます。

日程第1. 第56号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

第56号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第2. 第57号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第57号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 第58号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第58号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 第59号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第59号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 5. 第 60 号議案 武雄市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 60 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 6. 第 63 号議案 平成 30 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第 63 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 7. 第 64 号議案 平成 30 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第 64 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 8. 第 65 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算(第 4 回)を議題といたします。

第 65 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番宮本議員

宮本議員／（８）ページですね。

65 号ですよ。

（８）ページの、有害鳥獣の件のイノシシの搬送施設の件ですけれども、今まで武雄市は、丹波篠山に負けんごとということで、食肉確保するというので、逆にイノシシをとって、もうけが出るというようなスキームでずっと来ていたと思うわけなんですよ。でも実態は５％の肉食肉で、あとは保管料とか処分料を、ハンターの人が、自分のいただいた１万５０００円程度の手当というんですかね、報奨金の中から払っているということで、結構ハンターの人によその自治体よりも負担を、山内まで持って行ってもらって負担をふやしているという格好に、反対になっている現実があるわけなんですけれども、今度、３０００万のほうは市が出すんですけれども、またそこで運営費がたくさんかかると、またハンターの人から徴収せんといかんちゅうことで、全く、食肉にしてもうけていただくが反対になる可能性もありますので、今度の食肉センターの収支的にはどういうふうになっているのか、それが赤字になったときは市が幾らか補助するのか、その辺についてお聞きします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／おはようございます。

お答えいたします。

現在、報償金の一部から手数料としてとっております、その手数料の額で今後も引き続き運用しているところでございます。

議長／質疑をとどめます。

14 番宮本議員

宮本議員／（９）ページの、\*\*\*費の公共下水道計画の変更というのは、どういうふうに変更しようと思っているのかお聞きします。

議長／高倉上下水道部長

高倉上下水道部長／おはようございます。

議員お尋ねの公共下水道の委託費でございますが、現在、汚水の区域につきましては、現在

139ヘクタールの事業認可を受けているところでございます。

新たに周辺部への拡大ということで、27ヘクタール認可のエリアを拡大するところでございます。

あわせて、雨水エリアにつきましては、現在72ヘクタールの認可エリアでございますが、雨水のエリアにつきましても、汚水エリアと同じ面積、166ヘクタールにあわせて、今回調査をするものでございます。

以上です。

議長／14番宮本議員

宮本議員／(10)ページの教育費10(?)の、鍋島洋学資料というのを、以前から、洋楽資料の整理とか何とか言われていたんですけども、この4万円程度でどういうふうなことをしようと思っているのかお聞きします。

議長／牟田こども教育部理事

牟田こども教育部理事／おはようございます。

武雄鍋島家洋学関係資料ですけれども、2224点が国の重要文化財として指定をされております。

今回、重要文化財を適切に保存、活用をしていくために委員会を設置いたしまして、その委員の方々の謝金として4万円というふうに計上しております。

会議出席のための謝金でございます。

議長／質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第9．第66号議案 令和元年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回)を議題といたします。

第66号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 67 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 67 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 68 号議案 平成 30 年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第 13. 第 70 号議案 平成 30 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの以上 3 議案を一括議題といたします。

第 68 号議案から第 70 号議案までの以上 3 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 68 号議案から第 70 号議案までの以上 3 議案は、9 人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 68 号議案から第 70 号議案までの以上 3 議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました特別会計等決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、2 番豊村議員、3 番猪村議員、5 番江口議員、9 番吉川議員、10 番末藤議員、11 番松尾陽輔議員、13 番石橋議員、14 番宮本議員、17 番川原議員の以上 9 名を、特別委員会委員に指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名を、特別会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第14. 第71号議案 平成30年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第20. 第77号議案 平成30年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの、以上7議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山田会計管理者

山田会計管理者／おはようございます。

第71号議案から第77号議案までの平成30年度武雄市一般会計及び各特別会計の決算認定について、御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページから2ページをごらんください。

平成30年度武雄市歳入歳出決算総括表により御説明申し上げます。

総括表の一番下の各会計の合計では、予算現額516億477万4,560円に対し、収入済額510億2,909万3,710円、支出済額492億481万9,180円で、歳入歳出差引額で18億2,427万4,530円となっております。

2ページの一番右側の欄に記載しております、各会計ごとの歳入歳出差引額では、一般会計及び特別会計のすべてにおいてプラスとなっております。

詳細につきましては、3ページから34ページにかけて第71号議案から第77号議案までの決算書を、35ページから286ページに事項別明細書を掲載しております。

287ページ、288ページに実質収支に関する調書を掲載しております。

実質収支の状況は、すべてプラスとなっております。

289ページから333ページに財産に関する調書及び基金運用状況報告書を掲載いたしております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書につきましては、別冊でお届けいたしております。

以上をもちまして、平成30年度一般会計、各特別会計の決算の概要の説明を終わります。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより、質疑を開始いたします。

質疑は、区分して行います。

まず、第 71 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 72 号議案から第 77 号議案までの以上 6 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 71 号議案については、9 人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、

これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 71 号議案については、一般会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました、一般会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、1 番坂口議員、4 番山口等議員、6 番吉原議員、7 番上田議員、12 番池田議員、15 番松尾初秋議員、16 番山口昌宏議員、18 番牟田議員、20 番江原議員の以上 9 名を、特別委員会委員に指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 9 名を、一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、お諮りいたします。

第 72 号議案から第 77 号議案までの以上 6 議案については、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、以上の 6 議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会、並びに特別会計等決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会における正副委員長の互選の結果の報告を受けましたので、御報告いたします。

一般会計決算審査特別委員会の委員長に 7 番 上田議員、副委員長に 12 番 池田議員、特別会計等決算審査特別委員会の委員長に 2 番 豊村議員、副委員長に 3 番 猪村議員、以上のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

日程第 21. 報告第 16 号 平成 30 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部理事

山崎総務部理事／おはようございます。

報告第 16 号 平成 30 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足説明を申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、報告するものであります。

議案書（その 2）、2 ページをごらんください。

第 1 項の平成 30 年度武雄市健全化判断比率について御説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すも



のでありますが、一般会計と土地区画整理事業特別会計をあわせた普通会計においては、実質赤字額がなかったため、実質赤字比率が算定されませんので、表記は横バーとしております。

なお、実質赤字比率に係る早期健全化基準につきましては、その団体の財政規模により算出され、本市の場合は12.95%となっております。

この早期健全化基準以上になると、財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を実施することになります。

次に、すべての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示す連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額はありませんでした。

続きまして、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率につきましては、本市の場合、8.2%で、早期健全化基準25%を下回っております。

続きまして、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率は、20.8%で、早期健全化基準350%を下回っております。

第2項の平成30年度武雄市公営企業会計資金不足比率であります。資金不足額が事業規模に占める割合を示す資金不足比率につきましては、いずれの会計も資金不足額はありませんでした。

この資金不足比率が20%以上になれば、経営健全化計画を定め、計画に基づく経営の健全化を実施することとなります。

以上で、報告第16号の補足説明を終わります。

議長／報告第16号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

報告第16号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。